

2026年1月5日

投資家の皆様へ

大和アセットマネジメント株式会社

運用管理費用（基準報酬）変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記のファンドにつきまして、信託約款に基づき適用される運用管理費用（基準報酬部分）の変更が生じますので、お知らせ申し上げます。

今後とも弊社商品をご愛顧いただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド

回次コード	ファンド名
0902	公社債投信（2月号）

2. 変更内容および理由

2025年12月の最終5営業日におけるわが国の無担保コール翌日物レートの平均値は、0.727%でした。

このため、今回適用される運用管理費用（基準報酬）は、元本総額に対して以下の通り（太枠網掛け）に変更となります。運用管理費用の詳細は、投資信託説明書（交付目論見書）をご参照ください。

無担保コール 翌日物レート	0.1%未満	0.1%以上 0.5%未満	0.5%以上 1%未満	1%以上 1.5%未満	1.5%以上 2%未満	2%以上
基準報酬（年率）	0%	0.05%	0.15%	0.25%	0.35%	0.5%

3. 変更適用日

2025年12月31日

以上

《ファンドの目的・特色》

ファンドの目的

- ・円建ての公社債を組入れの中心として、中長期的に安定した収益の確保をめざします。

ファンドの特色

- ・円建ての公社債を組入れの中心として、安定運用を行ないます。
- ・当ファンドの購入は、年1回に限定されています。
- ・財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄およびマル優制度を利用できます。
- ・毎年2月19日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を超過する額の全額を収益分配金に充当します。ただし、収益分配前の純資産総額が当該元本総額を下回った場合、分配は行ないません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

公社債の価格変動

（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

その他

解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

《ファンドの費用》

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	ありません。	—
信託財産留保額	ありません。	—
換金時手数料	1万口当たり110円(税抜100円)以内 (実際に適用する金額は、 1万口当たり 2.2円(税抜2円)以内で販売会社が定める額。) ※1962年4月20日以前および2001年3月22日以降2002年3月20日以前に取得した受益権を換金する場合には、1万口当たり27.5円 (税抜25円) ※1962年4月21日以降2001年3月21日以前に取得した受益権を換金する場合には、1万口当たり110円(税抜100円)	換金に伴う取引執行等の対価です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容														
運用管理費用(信託報酬)	下記の「基準報酬」と「実績報酬」を合計したもの(日々の信託財産の元本総額に対して 年率0.707%以内) ①基準報酬:日々の信託財産の元本総額に年率0.5%を乗じて得た額以内の額 基準報酬(年率)は、各月ごとに決定するものとし、前月最終営業日の翌日から当月最終営業日までの当該率は、各月の前月の最終5営業日におけるわが国の無担保コール翌日物レートの平均値に応じて、元本総額に対して以下の率とします。 <table border="1" data-bbox="325 774 1476 875"> <tr> <td>無担保コール 翌日物レート</td><td>0.1%未満</td><td>0.1%以上 0.5%未満</td><td>0.5%以上 1%未満</td><td>1%以上 1.5%未満</td><td>1.5%以上 2%未満</td><td>2%以上</td></tr> <tr> <td>基準報酬(年率)</td><td>0%</td><td>0.05%</td><td>0.15%</td><td>0.25%</td><td>0.35%</td><td>0.5%</td></tr> </table> ②実績報酬:元本超過額に14%を乗じて得た額以内の額(提出日現在は、14%を乗じて得た額) (上限は、信託財産の元本総額(一部解約の場合はその受益権の元本額)に年率0.207%を乗じて得た額)	無担保コール 翌日物レート	0.1%未満	0.1%以上 0.5%未満	0.5%以上 1%未満	1%以上 1.5%未満	1.5%以上 2%未満	2%以上	基準報酬(年率)	0%	0.05%	0.15%	0.25%	0.35%	0.5%	運用管理費用は、毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。
無担保コール 翌日物レート	0.1%未満	0.1%以上 0.5%未満	0.5%以上 1%未満	1%以上 1.5%未満	1.5%以上 2%未満	2%以上										
基準報酬(年率)	0%	0.05%	0.15%	0.25%	0.35%	0.5%										
委託会社		ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。														
販売会社	配分については、下記参照	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。														
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。														
	〈運用管理費用の配分〉(注1)	委託会社 販売会社 受託会社														
	基準報酬 ※基準報酬の総額に対する比率で表示しています。	24.48% 68.52% 7%														
	実績報酬 ※実績報酬の総額に対する比率で表示しています。	24.80% 68.20% 7%														
その他の費用・手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。														

(注1)販売会社への配分には消費税等に相当する金額を含みます。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問合せ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《お申込みメモ》

購入単位	分配金支払いコース ① 1万円以上 1万円単位② 1万口以上 1万口単位 分配金再投資コース ① 1万円以上 1円単位②5,000円以上 1円単位③5,000口以上 1口 単位④3,000円以上 1円単位⑤3,000口以上 1口単位⑥1,000円以上 1円単位 ※勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）、勤労者財産形成年金貯蓄（財形年金貯蓄）、勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅貯蓄）を利用する場合は 1,000円以上 1円単位
購入価額	申込期間最終日（決算日）の基準価額（1万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	「分配金再投資コース」、財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄を利用する場合は 1口単位 「分配金支払いコース」を利用する場合は 1口単位または 1万口単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から、実績報酬を控除した価額（1万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	販売会社が定める時間まで
換金制限	—
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。
課税関係	課税上は公社債投資信託として取扱われます。益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

- ▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 当社ホームページ
- ▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会 一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

公社債投信（2月号）

販売会社名（業態別、50音順） (金融商品取引業者名)	登録番号	加入協会			
		日本証券業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社あいち銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	○	○	
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○	○	
株式会社青森みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○	○	
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第3号	○		
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○		
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○	○	
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第35号	○		
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○	
近畿労働金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第90号			
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○		
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○	○	
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○		
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第7号	○		
長野県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第268号			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○	○	
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第18号	○		
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○	○	
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○	○	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○		
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○		○ ○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○
安藤証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第1号	○		
今村証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第3号	○		○
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○ ○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	
共和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第64号	○		○
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○		
寿証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第7号	○		
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	○		
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第1号	○		
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○ ○
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○	○	
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○ ○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○		
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○		
西村証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第26号	○		
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○	○	
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○		○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○		
広田証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第33号	○		
丸三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第167号	○		○
三木証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第172号	○		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○ ○

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。

公社債投信（2月号）

販売会社名（業態別、50音順） (金融商品取引業者名)	登録番号	加入協会			
		日本証券業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	○			○
山形證券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第3号	○			
豊証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第21号	○			
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号	○			

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。